



平成23年11月1日

## 9月12日公表の「福島県沖における海域モニタリングの再分析結果について」の修正について

(試料採取日：平成23年7月28日～平成23年7月29日)

9月12日15:00公表の「福島県沖における海域モニタリングの再分析結果について」の解析作業を行う際に条件設定が不適切であったため、分析結果を修正します。

(訂正箇所)

### 【訂正前】

地点	Cs-134 Bq/L	
	再分析結果	検出下限値
E1	<u>0.39</u> ( <u>0.64%</u> )	<u>0.0022</u>
E4	<u>0.0061</u> (0.01%)	<u>0.0013</u>
G3	<u>0.036</u> ( <u>0.06%</u> )	<u>0.0015</u>

### 【訂正後】

地点	Cs-134 Bq/L	
	再分析結果	検出下限値
E1	<u>0.46</u> ( <u>0.77%</u> )	<u>0.0026</u>
E4	<u>0.0072</u> (0.01%)	<u>0.0015</u>
G3	<u>0.043</u> ( <u>0.07%</u> )	<u>0.0018</u>

<担当> 文部科学省 原子力災害対策支援本部  
堀田（ほりた）、奥（おく）（内線4604、4605）  
電話：03-5253-4111（代表）

福島県沖における海域モニタリングの再分析結果について  
(平成 23 年 11 月 1 日修正)

平成 23 年 9 月 12 日  
文 部 科 学 省  
原子力災害対策支援本部

1. 経 緯

現状においては、放射性物質の新たな放出がないことから、「広域モニタリング計画 (5 月 6 日)」に基づく、これまでの安全性のスクリーニングを主眼とした、迅速、かつ、頻度高い分析に対応した分析精度では、海水試料に関する分析結果は大半の地点において不検出 (ND : Not Detectable) となっている。

これに対し、原子力安全委員会からは、環境への影響の程度及び放射性物質の拡散の範囲を明確にし、科学的に有意な情報を提供する必要性があるとして、発電所付近での環境放射能レベルの検出下限値の採用等検出下限値の引き下げが求められている。

これを受けて、検出下限値の目途を得るため、過去に分析し保管されていた一部の海水について、下限値を引き下げて再分析を行った。

2. 再分析概要

• 地点 (3 地点)

- 1) 前面海域の遠い地点の目途を得るため、沖合海域のうち前面海域に近い地点。
- 2) 外洋海域の近い地点の目途を得るため、沖合海域のうち外洋海域に近い地点及び外洋海域に近い南側の地点。

• 分析方法

前処理としてリンモリブデン酸アンモニウム粉末を用いて沈殿を作成し、ゲルマニウム半導体測定器を用いて分析を行った (文部科学省放射能測定法シリーズに基づき分析を実施)。

3. 結果 (緯度経度等の詳細は【別添-1】参照)

地点	Cs-134 Bq/L		Cs-137 Bq/L	
	再分析結果	検出下限値	再分析結果	検出下限値
E1	<u>0.46</u> (0.77%)	<u>0.0026</u>	0.51 (0.57%)	0.0020
E4	<u>0.0072</u> (0.01%)	<u>0.0015</u>	0.0092 (0.01%)	0.0014
G3	<u>0.043</u> (0.07%)	<u>0.0018</u>	0.049 (0.05%)	0.0015

( ) は炉規則告示濃度限度 (Cs-134 : 60Bq/L、Cs-137 : 90Bq/L) に対する比率  
参考 H21 の福島第一海域 (福島第一発電所から約 25km 付近) の環境放射能調査の結果は、Cs-137 : 0.0013~0.0019 Bq/L

#### 4. 今後の海域モニタリング計画の改定について

「総合モニタリング計画（8月2日）」策定に伴い、現在、海域モニタリング計画の改定作業中であるが、今回の再分析結果も踏まえて、Cs-134、137の海域ごとの検出下限値は以下とする（現在の検出下限値は、Cs-134：6 Bq/L、Cs-137：9 Bq/L）。

今後の測定については、準備が整い次第順次本下限値により実施することとする。

今後の海域モニタリングにおけるCsの検出下限値

海 域		目標検出下限値 Cs-134、137	備考
前 面	福島第一原子力発電所から 半径 30km 以内	発電所、海岸近傍 1~2 Bq/L	各海域において文部科学省が数点程度で下限値を0.025 Bq/Lで分析
沿 岸	海岸線から概ね ~30km	海岸線から概ね 10km 以遠 の一部 0.5 Bq/L	
沖 合	同 30~90km	0.001 Bq/L	環境放射能レベル
外 洋	同 90~280km	0.001 Bq/L	

各海域については【別添-2】参照

## 福島県沖における海域モニタリングの再分析結果(平成23年11月1日修正)

Readings of Sea Area Monitoring at offshore of Fukushima Prefecture(Correction Nov 1, 2011)

平成23年9月12日

Sep 12, 2011

文部科学省

Ministry of Education, Culture, Sports, Science and  
Technology (MEXT)

## 1. 海水中の放射能濃度

## 1. Radioactivity Concentration Undersea

測定試料 採取点 <sup>※1</sup> Sampling Point <sup>※1</sup>	採水日時 Sampling Time and Date	緯度, 経度 Latitude, Longitude	採水深 Sampling Depth		放射能濃度 <sup>※2</sup> (Bq / L) Radioactivity Concentration <sup>※2</sup> (Bq / L) 濃度限度に対する放射能濃度の比率 <sup>※3</sup> (%) Ratio of Radioactivity Concentration per Concentration Limit <sup>※3</sup> (%)	
					Cs-134	Cs-137
【E1】	2011/7/29 11:37	37° 25.0' N, 141° 22.4' E	表層 Outer Layer	1m	<b>0.46</b> ( <b>0.77%</b> )	0.51 (0.57%)
【E4】	2011/7/29 15:49	37° 25.0' N, 141° 43.3' E	表層 Outer Layer	1m	<b>0.0072</b> (0.01%)	0.0092 (0.01%)
【G3】	2011/7/28 14:57	37° 04.9' N, 141° 29.3' E	表層 Outer Layer	1m	<b>0.043</b> ( <b>0.07%</b> )	0.049 (0.05%)
炉規則告示濃度限度 (Bq/L) (別表第2第六欄周辺監視区域外の水中の濃度限度) radioactivity concentration limit in sea water defined by the government					60	90

※1 サンプルングは、3地点の抽出調査を行った。【 】内の番号は、次のページの測点番号に対応。

※1 Seawater is collected at 3 points below. The character enclosed in parentheses (Ex. 【E1】) indicates monitoring points on next page.

※2 本分析における海水の放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、不検出と記載。

(【E1】Cs-134が**0.0026**Bq / L、Cs-137が0.0020Bq/L)

(【E4】Cs-134が**0.0015**Bq / L、Cs-137が0.0014Bq/L)

(【G3】Cs-134が**0.0018**Bq / L、Cs-137が0.0015Bq/L)

※2 The detection limits for radioactivity concentration in sea water are

(【E1】**0.0026**Bq/L for Cs-134, 0.0020Bq/L for Cs-137)

(【E4】**0.0015**Bq/L for Cs-134, 0.0014Bq/L for Cs-137)

(【G3】**0.0018**Bq/L for Cs-134, 0.0015Bq/L for Cs-137)

※3 ( )内数値は、炉規則告示濃度限度 別表第2第六欄周辺監視区域外の水中の濃度限度 (Cs-134: 60Bq/L、Cs-137: 90Bq/L)に対する比率

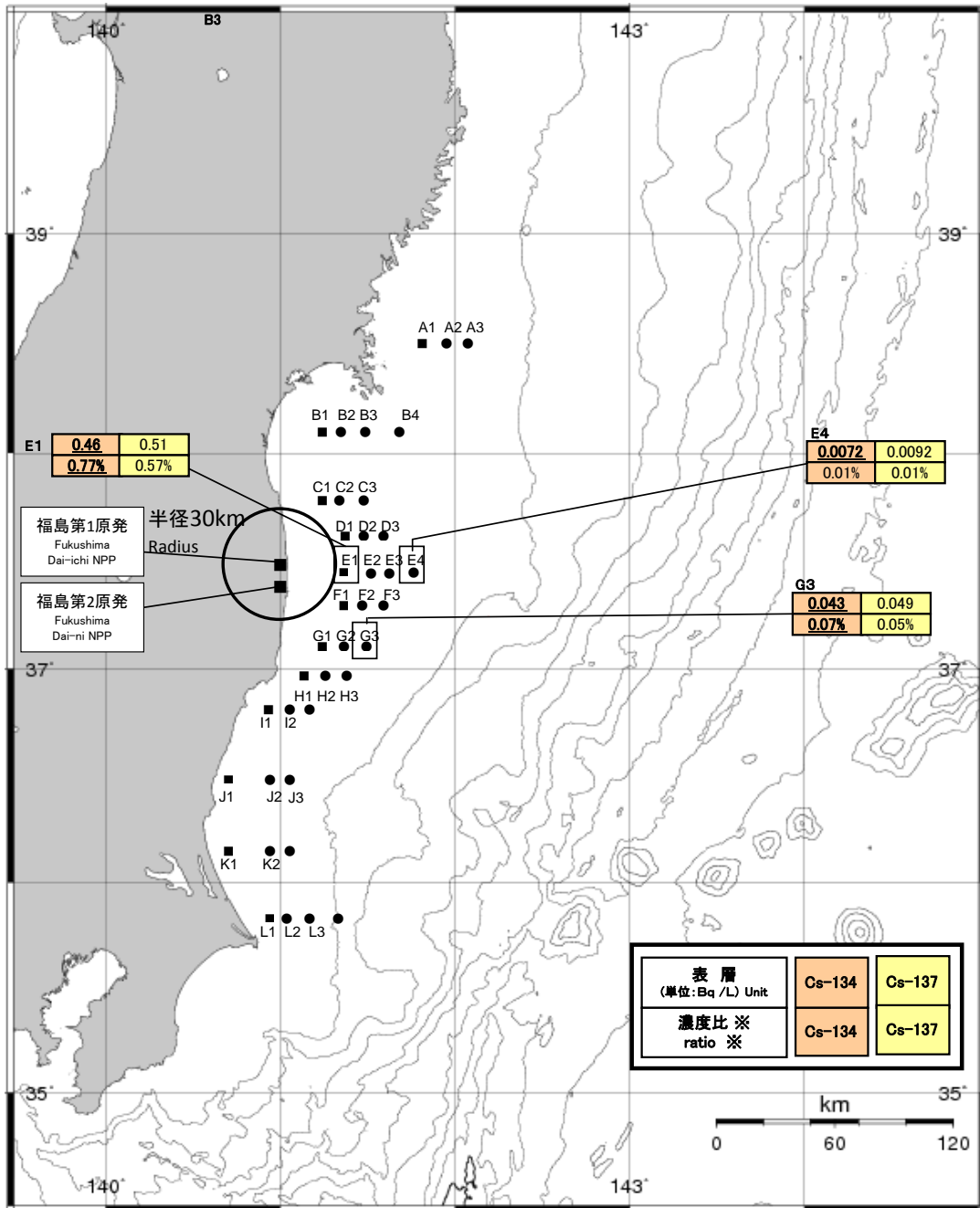
※3 The character enclosed in parentheses ( ) indicates ratio of radioactivity concentration per concentration limit in sea water defined by the government notice (60Bq/L for Cs-134, 90Bq/L for Cs-137).

海域モニタリング再分析結果(平成23年7月28日～29日採水)

Readings of Sea Area Monitoring (Jul 28-29, 2011)

公表日 平成23年9月12日 (平成23年11月1日修正)

published Sep 12, 2011 (correction Nov 1, 2011)



8月13日第六報にて公表済み。

The data were published on Aug. 13, as the 6th report.

E1、E4、G3の3地点について、精密分析を行った。

Samples at point E1, E4 and G3 are measured by high resolution device.

検出下限値 (【E1】Cs-134が0.0026 Bq / L、Cs-137が0.0020 Bq/L)

(【E4】Cs-134が0.0015 Bq / L、Cs-137が0.0014 Bq/L)

(【G3】Cs-134が0.0018 Bq / L、Cs-137が0.0015 Bq/L)

The detection limits for radioactivity concentration in sea water are

(【E1】0.0026 Bq/L for Cs-134, 0.0020 Bq/L for Cs-137)

(【E4】0.0015 Bq/L for Cs-134, 0.0014 Bq/L for Cs-137)

(【G3】0.0018 Bq/L for Cs-134, 0.0015 Bq/L for Cs-137)

※ 炉規則告示濃度限度 (Bq/L) 別表第2第六欄周辺監視区域外の水中の濃度限度 (Cs-134: 60Bq/L、Cs-137: 90Bq/L) に対する比率

※ A ratio of Radioactivity concentration per concentration limit in sea water defined by the government notice (60Bq/L for Cs-134, 90Bq/L for Cs-137).

# 今後の海域モニタリングの測点(予定)

